

2022年5月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ウ ェ イ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 山 義 一  
(コード番号：3936)  
問 合 せ 先 取 締 役 赤 堀 政 彦  
TEL. 03-5441-7193

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、本年6月20日に開催予定の当社第18回定時株主総会で承認されることを条件として、定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の目的

① 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ・変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ・変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

② 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日（予定） 2022年6月20日  
定款一部変更の効力発生日（予定） 2022年6月20日

以上

現行定款	変更案
<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。  <u>&lt;新設&gt;</u>  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>            第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  <u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 1. ～2. (省略) <u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。  <u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>  <u>&lt;削除&gt;</u></p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 1. ～2. (現行どおり)  <u>3. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u>  <u>4. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u>  <u>5. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>